

## TPP11等の現状について

### 1 TPP11

#### (1) 経過

平成22年 3月 TPP協定交渉開始  
 平成25年 7月 日本が交渉参加  
 平成27年10月 大筋合意後、28年2月に米国を含む参加12か国が署名  
 平成29年 1月 米国がTPP協定から永久離脱する大統領令に署名  
 平成29年11月 米国を除く11か国での発効を目指し協議を行い、大筋合意  
 平成30年 3月 米国を除く11か国が署名  
 平成30年 7月 日本が国内手続き完了

参加国：日本、オーストラリア、ブルネイ、カナダ、チリ、マレーシア、  
 メキシコ、ニュージーランド、ペルー、シンガポール、ベトナム  
 ※メキシコは国内手続き完了国

#### (2) 11か国による合意の内容

- ①正式名称：CPTPP（包括的及び先進的な環太平洋パートナーシップ協定）
- ②関税関連項目は平成27年10月の大筋合意の内容から変更なし
- ③米国の復帰を前提とし、著作権保護など規定の一部を凍結
- ④協定の発効は、参加11か国中6か国の国内手続き完了から60日後  
 （承認国のGDPが参加国全体の85%以上を占める要件は削除）

### 2 日EU・EPA

#### (1) 経過

平成29年 7月 日EU定期首脳会談において大枠合意  
 平成29年12月 交渉妥結  
 平成30年 7月 協定書署名

参加国：日本、EU28カ国

#### 【参考】主な品目に対する合意内容

品目	TPP11	日EU・EPA
工業製品	ほぼ100%の関税撤廃を達成	100%の関税撤廃を達成
乗用車	カナダ：5年かけ撤廃（現行6.1%）	8年目に撤廃（現行10%）
自動車部品	カナダ：95.4%の品目で即時撤廃	貿易額で9割以上が即時撤廃
米、小麦、 大麦	現行の国家貿易制度を維持し 国別に特別関税枠を設定	
牛肉	16年かけて関税を削減 （セーフガードあり）	16年かけて関税を削減 （セーフガードあり）
豚肉	差額関税制度を維持、従価税は10年 かけて撤廃（セーフガードあり）	差額関税制度を維持、従価税は10年 かけて撤廃（セーフガードあり）
乳製品	国家貿易制度のなかで、TPP枠を 設定	チーズ ソフト：低関税枠設定、枠内関税は 16年目に撤廃 ハード：段階的削減、16年目に撤廃
木材等	合板等 16年（セーフガードあり）又は 11年かけて撤廃	構造用集成材等 段階的削減、8年目までに撤廃
その他	※米国対象の輸入枠等の一部項目を凍結	

### 3 国の対応

- (1) 関連政策大綱の見直しの経緯  
平成27年11月 「総合的なTPP関連政策大綱」を策定  
平成29年11月 日EU・EPA交渉の大枠合意を受けて、  
「総合的なTPP等関連政策大綱」へ改訂
- (2) 影響効果分析  
平成29年12月にTPP11、日EU・EPAが発効した場合の  
経済効果の分析結果を公表

	TPP11	日EU・EPA
GDP	約 1.5%(約 8 兆円)増加	約 1%(約 5 兆円)増加
労働供給	0.7%(約 46 万人)増加	0.5%(約 29 万人)増加
農林水産物生産額への影響	約 900~1,500 億円減少	約 600~1,100 億円減少

(参考) 平成27年12月に米国を含むTPPが発効した場合の経済効果の分析結果

	米国を含むTPP (参考)
GDP	約 2.6%(約 14 兆円)増加
労働供給	1.3%(約 80 万人)増加
農林水産物生産額への影響	約 1,300~2,100 億円減少

### 4 RCEP (東アジア地域包括的経済連携)

- (1) 経過  
平成25年 5月 第1回交渉会合  
平成29年11月 RCEP首脳会議  
平成30年 7月 中間閣僚会合において、年内妥結を目指すことで一致  
平成30年 7月 交渉会合において、新たに「税関手続き・貿易円滑化」  
「政府調達」の2分野で実質的に妥結  
平成30年 8月 閣僚会合において、年内の実質的妥結を目指す共同声明を採択
- 参加国：(16カ国) 日本、ASEAN10カ国、中国、韓国、オーストラリア、  
ニュージーランド、インド
- (2) 交渉の分野  
物品貿易など約18分野  
うち「税関手続き・貿易円滑化」等4分野で実質的に妥結

### 5 FFR (日米新貿易協議)

平成30年8月9日~10日 第1回閣僚会合開催

# TPP11及び日EU・EPAによる徳島県への影響について

## 1 試算方法

- (1) 本県へのマクロ経済効果は、平成29年12月21日に内閣官房TPP等政府対策本部公表の「日EU・EPA等の経済効果分析」を参考に試算
- (2) 本県農林水産物への影響は、平成29年12月21日に農林水産省が公表した「農林水産物の生産額への影響について」における試算方法に準拠（試算対象は、「関税率10%以上」かつ「国内算出額等10億円以上」の品目）

## 2 試算結果

<b>TPP11</b>		産出額等 (H27)
(1) 県内総生産額	+ 4 4 6 億円	
就業者数	+ 2, 5 0 0 人	
(2) 農林水産物合計	△ 1 1. 0 ~ △ 1 5. 8 億円	合計 4 2 2 億円
① 農産物	△ 4. 8 ~ △ 9. 5 億円	2 7 5 億円
(主な品目)		
コメ	— 億円	1 0 6 億円
牛肉	△ 3. 9 ~ △ 7. 8 億円	7 3 億円
豚肉	△ 0. 9 ~ △ 1. 7 億円	4 0 億円
② 林産物 (合板等)	△ 6. 1 億円	1 3 4 億円
③ 水産物 (かつお・まぐろ類等)	△ 0. 1 ~ △ 0. 2 億円	1 3 億円

<b>日EU・EPA</b>		産出額等 (H27)
(1) 県内総生産額	+ 2 9 7 億円	
就業者数	+ 1, 6 0 0 人	
(2) 農林水産物合計	△ 5. 3 ~ △ 1 0. 7 億円	合計 2 8 3 億円
① 農産物	△ 2. 6 ~ △ 5. 3 億円	1 7 8 億円
(主な品目)		
コメは「除外」		
牛肉	△ 1. 8 ~ △ 3. 6 億円	7 3 億円
豚肉	△ 0. 8 ~ △ 1. 7 億円	4 0 億円
② 林産物 (構造用集成材等)	△ 2. 6 ~ △ 5. 2 億円	9 4 億円
③ 水産物 (かつお・まぐろ類等)	△ 0. 1 ~ △ 0. 2 億円	1 1 億円

※TPP11と日EU・EPAでは試算対象品目が異なる。

### 【参 考】

○国全体の試算結果

TPP11 約△900 ~ △1,500億円

日EU・EPA 約△600 ~ △1,100億円

○TPPの県産農林水産物の生産額への影響（米国含む、平成27年12月試算）  
△14.8 ~ △23.4億円